

島根県環境総合計画（素案）に寄せられた意見の概要と、意見に対する県の考え方

〔パブリックコメント実施期間 R2.12.14～R3.1.13 寄せられた意見の数 17人・団体 42件〕

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
1 編—1 章 基本的な事項			
1	環境関係の計画が統合されて、全体が見通しやすくなった反面、具体的な取組が記載されていない。別に詳しい実行計画を策定されることを期待する。	この計画は「何をするか」ではなく、「何のためにするのか」を重視してとりまとめたものであり、その達成手段としての具体的な取組については、計画として固定化するのではなく、今後10年間にわたる状況変化にも対応しながら、今後の事業展開において工夫していくこととしています。 【取組の方向】に掲げた取組については、毎年度、PDCA（企画→実施→評価→改善）サイクルを通じて、具体的な施策展開を行うこととしており、その進捗管理のための評価指標（KPI）において目標値を設けています。 また、具体的な取組の状況については、毎年度発行する「島根県環境白書」によって公表することとしています。	P12
2	どのような方法で県民に働きかけていくのか、これまでの取組をどう改善していくのかなど、取組の具体的な内容についても記載してあるとよい。		
3	全般的に「環境」の定義が曖昧である。 （自然環境、社会環境、家庭環境）	この計画で「対象とする環境」については、次のとおり整理しています。 ① 大気、水、騒音・振動、廃棄物などの「生活環境」 ② 生物、森林、水辺地などの「自然環境」 ③ 地球的規模での気候変動や大気の組成などの「地球環境」 ④ 自然とのふれあいや景観の形成などの「快適な環境」	P 4
1 編—2 章 環境を取り巻く状況			
4	〔1. 自然・気候等の特性〕 高津川を「水質日本一」としているが、今は違うので、「水質日本一に選ばれたことがある」にしてはどうか。	高津川は、最新の2019(令和元)年のデータにおいて、6年ぶりに水質日本一に再び選ばれています。	P 5 P22
5	〔3. 環境をめぐる動き〕 SDGsは「環境保護（生物多様性）」が土台にあること（SDGsのウェディングケーキモデル）を説明に入れないと意味を持たない、全体像が見えない。	17目標を再構成するモデルもいくつか示されていますが、SDGsの17目標の順番にも意味があるとされており、国際標準に依りました。	P 9 P72-73

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
1 編— 3 章 基本理念と施策体系			
6	<p>〔1. 基本理念〕 基本理念である「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」のであれば、その達成に必要なのは、「1 人と自然との共生の確保」、「2 安全で安心できる生活環境の保全」、「5 環境と調和した地域づくり」の3つでよいのではないか。</p> <p>「3 地球温暖化対策の推進」と「4 循環型社会の形成」は、国家的理念に属する内容であって、島根県環境総合計画の基本理念を支える課題としては妥当ではない。</p> <p>また、今後30年を見据えた最初の10年間と位置づけ、具体性を示した内容とすべきである。</p>	<p>私たちをとりまく自然環境と生活環境は、地球環境とも密接なつながりを持っており、「3 地球温暖化対策の推進」や「4 循環型社会の形成」も、この理念の達成には重要な施策であると考えています。</p> <p>また、島根が目指す将来像については、上位計画である「島根創生計画」で詳しく示しており、その実現に向けて環境面から取組を進めていきます。</p>	P10-11
7	<p>〔1. 基本理念〕 基本理念の説明で「豊かな自然と調和した生活環境は島根の強み」とあるが、漠然としていて、分かりにくい。強みというならもっと詳しく説明した方が良い。</p>	<p>上位計画である「島根創生計画」の中で、このフレーズを用いており、豊かな自然の中での生活環境は、東京のような大都市にはない魅力だと考えています。</p>	P10
2 編— 1 章 人と自然との共生の確保			
8	<p>農村部では高齢化が進んでおり、暮らしや田畑の管理が不自由な人が増え、それがイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの増加にもつながり、生活環境に影響を及ぼし、さらなる山村放棄が加速すると推察されるので、その対策をベースとすべき。</p> <p>1. 自然環境の保全と管理 2. 都市部と山村部の社会環境の改善（ギャップをどう埋めるか） 3. 島根県に特化した生活環境の在り方を模索</p>	<p>里地・里山などを管理する地域の担い手の確保を進めるとともに、地方自治体、地域住民、事業者、民間団体など多様な主体間の連携や協働による保全活動を推進することとしています。</p> <p>また、上位計画である「島根創生計画」でも、中山間地域・離島をはじめとした農山漁村において、小さな拠点づくりや集落営農体制の確立を進め、地域の農林水産業を発展させ、集落ぐるみの鳥獣被害対策などを行い地域の暮らしを維持することによって、自然環境の保全を図っていくこととしています。</p>	P20-21
9	<p>〔1. 生物多様性の保全〕 【現状と課題】で、「道路建設や河川の改修等の公共事業等での生物多様性への配慮なども重要」とあるが、公共事業だけでなく民間事業も入れた方がよい。</p>	<p>該当部分について、『開発事業における生物多様性への配慮なども重要』に修正します。</p>	P16

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
13	<p>〔3. 森・里・川・海の保全と活用〕 経済活動と環境保全の両立に向け、行政の区割りではなく、水系単位の「小さな循環」を作り出すことを提案したい。 例えば、県外ではなく、水系の上流で出来た椎茸や木材を、下流のまちで消費するようなサイクルが、経済の地域内循環や運送に係る省エネにもつながる。</p>	<p>ご指摘のように、流域圏などの地形的なまとまりにも着目することが重要であり、森・里・川・海を連続した空間として自然環境の保全・再生を図る「生態系ネットワークの形成」に向け、連携して取組を進めることとしています。</p> <p>また、国が提唱する「地域循環共生圏」も踏まえ、地域資源を活かした経済循環により、上流域（農山漁村）と下流域（都市）が補完し支え合う持続可能な地域社会づくりを目指していきます。（第5章〔3. 環境を活かした地域づくり〕をご参照ください。）</p> <p>なお、上位計画である「島根創生計画」においても、地産地消（地域で作ったものを地域で消費する）や地消地産（地域で消費するものを地域で作る）などに取り組むこととしています。</p>	P20-21 P70
14	<p>〔3. 森・里・川・海の保全と活用〕 【取組の方向】の「(3) 良好な景観の保全と創造」について、景観条例では、大規模な開発行為が制限できていない結果がみられる。 「指導等の適正な運用」はどこが行うのか。</p>	<p>ふるさと島根の景観づくり条例に基づく大規模行為の届出については、地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮するとした大規模行為景観形成基準に適合するよう指導又は助言をしています。また、景観法に基づく景観計画を策定した市町においては、県条例の適用が除外となり、市町による計画に沿った指導が行われています。</p> <p><景観計画策定市町> 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、津和野町、海士町</p>	P21
2編－2章 安全で安心できる生活環境の保全			
15	<p>〔1. 水環境等の保全と対策〕 【取組の方向】の「(3) 事業活動等に伴う水質保全対策の推進」については、家庭での除草剤使用についても載せておいてほしい。</p>	<p>「② 農業に関する適正使用・適正管理の推進」には、家庭での除草剤使用も含んでいます。</p>	P25
16	<p>〔2. 大気環境等の保全と対策〕 【現状と課題】の「騒音・振動・悪臭に関しては、市町村が担っており、今後も連携した対処が重要です。」とあるが、市町村が何を担っているのか示した方がよい。</p>	<p>騒音規制法や振動規制法では、規制地域の設定は市や県が行い、規制地域内での事業所指導は市町村が行うなど、内容により役割が異なります。</p> <p>該当箇所については、以下とおり修正しました。</p> <p>『今後も市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策などを進める必要があります。』</p>	P26

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
17	〔2. 大気環境等の保全と対策〕 騒音、振動、悪臭だけでなく、「低周波、超低周波、電磁波障害」も対象に入れてほしい。 特に小中学校で使用されるパソコン、5Gの導入に関しては慎重に行うことや、使用後は電源を切るなど配慮できるようにしてほしい。	「低周波、超低周波、電磁波障害」については、健康への影響などが明らかにされておらず、規制する法的根拠もないため、一律的な防止対策を進めていくことは現時点では難しい状況ですが、今後とも情報収集などに努めていきます。	P26-27
18	〔3. 化学物質の環境リスク対策〕 【取組の方向】の「(1) 化学物質の適正管理」については、家庭での除草剤使用についても載せておいてほしい。	「② 農業に関する適正使用・適正管理の推進」には、家庭での除草剤使用も含んでいます。	P29
2編-3章 地球温暖化対策の推進			
19	電力使用を引き下げ、原発依存では無く、自然エネルギー中心で二酸化炭素排出ゼロを達成すべき。	県としては、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、今後追加される国の施策を活用しながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいきます。	P35 P41
20	二酸化炭素排出削減、環境負荷削減の目標達成に向け、特に中小企業の環境対策についての県独自の補助制度など、普及啓発だけでなく、行政・事業者と一丸となった具体的な仕組みづくりが必要ではないか。	国においては、グリーン成長戦略（2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略）を策定し、取組を進めようとしています。今後追加される国の支援策などを効果的に活用することが重要だと考えており、それぞれの取組を推進する上で、事業者の皆様への情報提供を進めるとともに、支援策の充実について国に働きかけていきます。	P35 P41
21	〔1. 二酸化炭素等の排出削減〕 コロナ禍による打撃を受けている鉄道、バス事業者の利用促進を図ることが、地方交通の維持や温暖化対策につながる。ノーマイカーデーの取組を官公庁・各団体から始めてみてはどうか。	県では、地元協議会への支援を通じた鉄道の利用促進や、運行経費の支援による路線バスの維持・確保等に取り組んでいます。 また、ノーマイカー通勤の取組は、地域の実情に応じて各市町で行われており、県も松江市等とともに「松江市一斉ノーマイカーウィーク」を実施し、推進しています。 引き続き、環境負荷の小さい公共交通機関の利用促進や維持・確保、ノーマイカー通勤の推進に取り組んでいきます。	P35 P39
22	<県事務事業における実行計画> 【取組の方向】の「(4) 用紙使用量の節減」について、県から個人や市町村への通知は、ほとんどが紙ベースなので、ネット環境がない人を除き、原則メール通知としたらどうか。受信した市町村側でも電子供覧が進むと、非常に有効なペーパーレス化になる。	簡易な文書については、メール送信での対応が一般化しており、今後とも電子決裁などによるペーパーレス化を進めていきます。	P39

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
23	<p><県事務事業における実行計画> 【取組の方向】の「(6) 取組の推進」について、物品購入の際に、省エネ基準を達成しているかを判断基準にしたり、産業廃棄物をリサイクルした製品を利用する業者を優遇したりすると、事業者の意識が変わってくると思う。</p>	<p>県が行う物品やサービスの調達に当たっては、「島根県グリーン調達推進方針」に基づき、省エネ性能の高い製品やリサイクル製品の購入を推進しています。 分かりやすいよう、該当箇所を修正しました。</p> <p>『② 「島根県グリーン調達推進方針」に基づく、環境に配慮した物品等の調達』</p>	P39
24	<p>〔2. 再生可能エネルギーの導入促進〕 「再エネ設備設置にあたり地域住民の意向を尊重」の文章をどこかに入れてほしい。特に風力発電機建設においては、国策で進められており事業者優位のプロセスで住民の意見は聞き入れられていない。</p>	<p>御意見を参考に、【現状と課題】に以下のとおり追記しました。</p> <p>『また、大規模な発電設備の建設に当たっては、周辺環境に及ぼす影響が懸念されるため、地域住民の意向が尊重されることが求められています。』</p>	P40
25	<p>〔2. 再生可能エネルギーの導入促進〕 【取組の方向】の「(1) 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進」の「③ 風力発電の導入促進」で、「地域貢献活動と併せて発電事業を行う場合への支援」における地域貢献活動はどのようなものが想定されるのか。</p>	<p>県では、風力発電に限らず、発電事業者が新規の雇用や売電収益の一部を地域の文化活動等に寄付することなどを要件とした設備の導入を支援しています。支援を受けた事業者は、売電期間中にこのような地域貢献活動を行っています。</p>	P41
26	<p>〔2. 再生可能エネルギーの導入促進〕 【取組の方向】の「(1) 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進」について、今後の新たな風力発電の導入に当たっては、周囲の同事業との累積的な影響などを慎重に検討する必要がある。 また、認可後においても事業者に定期的な検証を義務付け、影響が明らかでない場合は改善や回復命令等を出せる仕組みが必要である。</p>	<p>県は環境影響評価制度の中で、周辺の同様な事業の影響を加味した累積的影響評価を行うよう知事意見として国へ提出するとともに、事業者に適正な対応を求めています。 また、この制度で事業者は、環境保全対策の知見が不十分な場合や不確実性の程度が大きい場合などには、事後調査を実施し、その調査結果に応じた環境保全措置について公表することとされており、県は必要に応じて事業者事後調査等を求めています。</p>	P41
27	<p>〔2. 再生可能エネルギーの導入促進〕 【取組の方向】の「(1) 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進」や「(2) 行政の率直的な取組」について、全国4位の森林県という強みを活かし、例えばバイオマスカスケード利用（バイオマス資源を「木材利用」から「肥料利用」や「燃料利用」へと、階層的に資源全部を利用する仕組み）や、CHPシステム導入（熱と電気を同時に供給するシステム）などに取り組んではどうか。</p>	<p>木質バイオマスの熱利用については、(1)の「⑤ 再生可能エネルギー熱利用設備の導入に対する支援など」で推進しているほか、「(2) 行政の率直的な取組」においても、県が事業主体となる県有施設等の新設または改修時には、非常時電源として活用できる木質バイオマスボイラー等の導入を検討することとしています。 なお、ご提案の取組の視点は、「地域循環共生圏」の創出としても重要なものであり、県内の自治体や企業の取組について支援していくこととしています。（第5章〔3. 環境を活かした地域づくり〕をご参照ください。）</p>	P41 P70-71

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
28	〔2. 再生可能エネルギーの導入促進〕 【取組の方向】の「(2) 行政の率先的な取組」について、県内の学校、体育館、庁舎などの公共施設を新築あるいは修繕建て替えをする場合、日照などの条件が合うときは原則として太陽光発電設備を導入したらどうか。	県が事業主体となる県有施設等の新設または改修時には、非常時電源として活用できる太陽光発電等の導入を検討することとしています。	P41
29	〔3. 二酸化炭素吸収源対策〕 【現状と課題】の「木材の『カーボンニュートラル』な特性」という表現は適切なのか。	御意見を踏まえ、分かりやすいよう以下のとおり修正しました。 『また、木材は燃焼するときに二酸化炭素を排出しますが、それは成長過程で吸収したものであり、実質的な二酸化炭素の排出量はプラスマイナスゼロになります。木材をエネルギーとして利用することで、二酸化炭素の排出源となる化石燃料の使用を抑制することができます（化石燃料代替効果）。』	P42
30	〔3. 二酸化炭素吸収源対策〕 【現状と課題】に、「森林環境譲与税」など分かりにくい記述があるので、説明が補足してあると良い。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 『さらに、2019(令和元)年度の「森林環境譲与税」創設により、市町村が間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進や普及啓発等に取り組むための財源が確保され、県としても市町村の取組を支援していく必要があります。』	P42
2編－4章 循環型社会の形成			
31	〔1. 3Rなどの推進〕 環境に配慮した商品開発やサービス提供を行う県内事業者について、該当商品を認証したり、事業所に看板を設置したりする制度を設けてはどうか。プラごみ削減のため、プラスチック容器包装を、再生資源活用、循環型ないし紙製品に転換する方策として、エコ認定の包装紙、弁当箱を普及させることはできないか。	【取組の方向】に掲げた「(3) 再資源化などの推進」の「③ 県内の優れたリサイクル製品の利用促進」では、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定・PR（ロゴマークあり）しています。 また、「(1) 3Rについての普及啓発・意識醸成」の「① 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進」では、環境に配慮した取組を行う事業所を「しまエコショップ」として登録・PR（ステッカーあり）しています。 引き続き、県内事業者の環境に配慮した取組を促進していきます。	P51
32	〔3. 適正処理の推進〕 近年、大規模な災害が島根県内でも発生しているため、災害廃棄物についての対策は盛り込まないのか。 また、他県のようなゴミ処理の広域化についての計画は設けないのか。	災害時の対応の詳細については、2018(平成30)年3月に策定した「島根県災害廃棄物処理計画」に定めています。（【取組の方向】(3)参照） また、ごみ処理の広域化については、1999(平成11)年3月に「島根県ごみ処理広域化計画」を定めていますが、策定から20年以上が経過していますので、現在見直しの検討を行っており、2021(令和3)年度中に改定する予定です。	P63

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
33	<p>〔3. 適正処理の推進〕 海岸清掃を、島根県を代表する環境活動として、地域行事・学校行事に定着させ、県内の教育機関、団体・企業のほか、テレビ等で県民全体に呼びかけて取り組んではどうか。</p>	<p>それぞれの海岸を管理する県や市町村において、海岸清掃に取り組んでおり、企業と連携して実施したり、地元のほか山間部にも呼びかけて数百人規模のボランティアによる地域行事として根付いているものもあります。引き続き、地域の実情に応じた対策を進めていきます。</p>	P63
2編－5章 環境と調和した地域づくり			
34	<p>環境教育などを通じて、環境を破壊してつくられた製品でないか、最後の処理まで環境にとって安全か確認して購入する習慣ができるとうい。</p>	<p>持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）」を促進していくことが求められる中、県民一人ひとりがよりよい選択を行うための効果的な情報提供などを行っていきます。</p>	P64
35	<p>〔1. 環境に関わる人づくり〕 【現状と課題】で、「自主的」と「主体的」という言葉が混在しているので、整理した方がよい。</p>	<p>自分のこととして取り組むことが重要であることから、「自主的」を「主体的」に統一しました。</p>	P66
36	<p>〔1. 環境に関わる人づくり〕 島根県には、出雲市：トキ、雲南市：コウノトリ、大田市：三瓶山、邑南町：オオサンショウウオ、吉賀町・益田市：高津川、隠岐：ジオパークなど、特色のある環境資源が多い。 【取組の方向】の「(1) 学校等での環境教育の推進」の「③ …地域の教育資源（ひと・もの・こと）を生かした実践的な学習の推進」について、自分の住む地域ではなく、広く県内の特色ある教育資源に目を向けるようにしてほしい。</p>	<p>発達の段階に応じて、島根県全体を含めた「地域の教育資源」を生かした学習を推進していきます。</p>	P67
37	<p>〔1. 環境に関わる人づくり〕 【取組の方向】の「(1) 学校等での環境教育の推進」の「⑤ 教育におけるICT活用などの実践支援」について、「授業でのICT活用の実践例の収集・提供」も行ってほしい。</p>	<p>授業におけるICTを活用した教育については、環境教育に限らず重要ですので、有効な取組の紹介等を通じて、市町村と連携して推進していきます。</p>	P67
38	<p>〔1. 環境に関わる人づくり〕 【取組の方向】の「(1) 学校等での環境教育の推進」の「⑤ 教育におけるICT活用などの実践支援」について、現在の「しまねの教育情報Web EIOS」等を活用し、環境学習教育に関わる指導のヒントやデータベース等が整備・活用されると良いのではないかと。</p>	<p>授業におけるICTを活用した教育については、環境教育に限らず重要ですので、指導のヒントとなる有効な外部教材の活用など、市町村と連携して推進していきます。</p>	P67

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方	関係P
39	<p>〔1. 環境に関わる人づくり〕 【取組の方向】の「(2) 地域等での環境学習の支援」に、社会教育施設・生涯学習施設等での環境学習、環境保全活動の推進を追加してほしい。 また、「② 事業者が行う社内の環境学習の支援」は、社員自らが主体的に行う環境学習も含むのか。 そして、企業がCSRとして地域等で行う環境学習や、学校等での行う環境教育も想定されるのではないか。</p>	<p>「(2) 地域等での環境学習の支援」については、地域の社会教育施設などにおいて、自治会など様々なグループによる環境学習が行われ、アドバイザー派遣なども行っていることから、「② 自治会や公民館など地域における環境学習の支援」を追加しました。 なお、「② 事業者が行う社内の環境学習の支援」については、事業者の社内研修を想定していることから、「③ 事業者が行う環境学習（社内研修）の支援」としました。 そして、「(3) 県民の主体的な取組の推進」については、企業のCSR活動としての取組も期待されることから、「(3) 県民等の主体的な取組の推進」とし、「⑥ 環境活動に取り組む事業者との連携」を追加しました。</p>	P67
評価指標（KPI）			
40	<p>〔I-2. 自然とのふれあいの推進〕 「自然保護ボランティアの年間活動日数」について、現況値(630人)に比べ、目標値(500人)が低いのはなぜか。</p>	<p>直近値（現況値）を踏まえつつ、一方で、新型コロナウイルス感染症による活動の落ち込みを考慮して、目標値(650人)を再設定しました。</p>	別冊P1
41	<p>〔V-1. 環境に関わる人づくり〕 小中学校での取組に関するKPIしかなく、地域における取組に関するKPIも必要ではないか。</p>	<p>KPIは、統計調査のほか、数値集計により、毎年把握できるデータを用いて設定しています。データの把握が難しいものについては、事業実績などで補足していく予定です。</p>	別冊P5
42	<p>〔V-1. 環境に関わる人づくり〕 「地域社会の魅力や課題について考える学習に対して、主体的に取り組んでいると回答した生徒の割合」は、環境に限定されたものではないが、適切か。</p>	<p>KPIは、統計調査のほか、数値集計により、毎年把握できるデータを用いて設定しています。データの把握が難しいものについては、事業実績などで補足していく予定です。</p>	別冊P5